

業務月報

(Business monthly report)

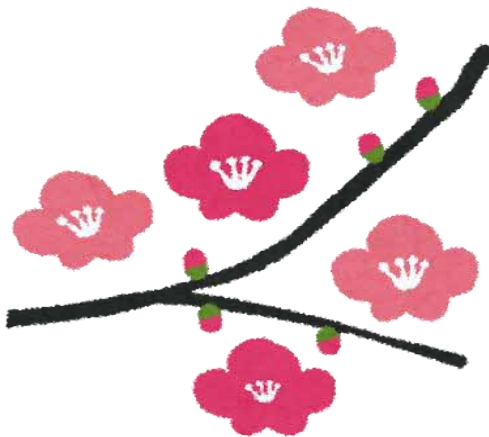
令和7年1月31日発行

ハローワークいずも

—目次—

1. 一般職業紹介状況 (P2)
2. 求人の状況 (P4)
3. 求職の状況 (P6)
4. 雇用保険の状況 (P7)
5. 人員整理の状況 (P7)

(※ 指標については全て12月内容です)



1. 一般職業紹介状況

令和6年12月の月間有効求人倍率は1.62倍で、前月を0.15ポイント上回りました。

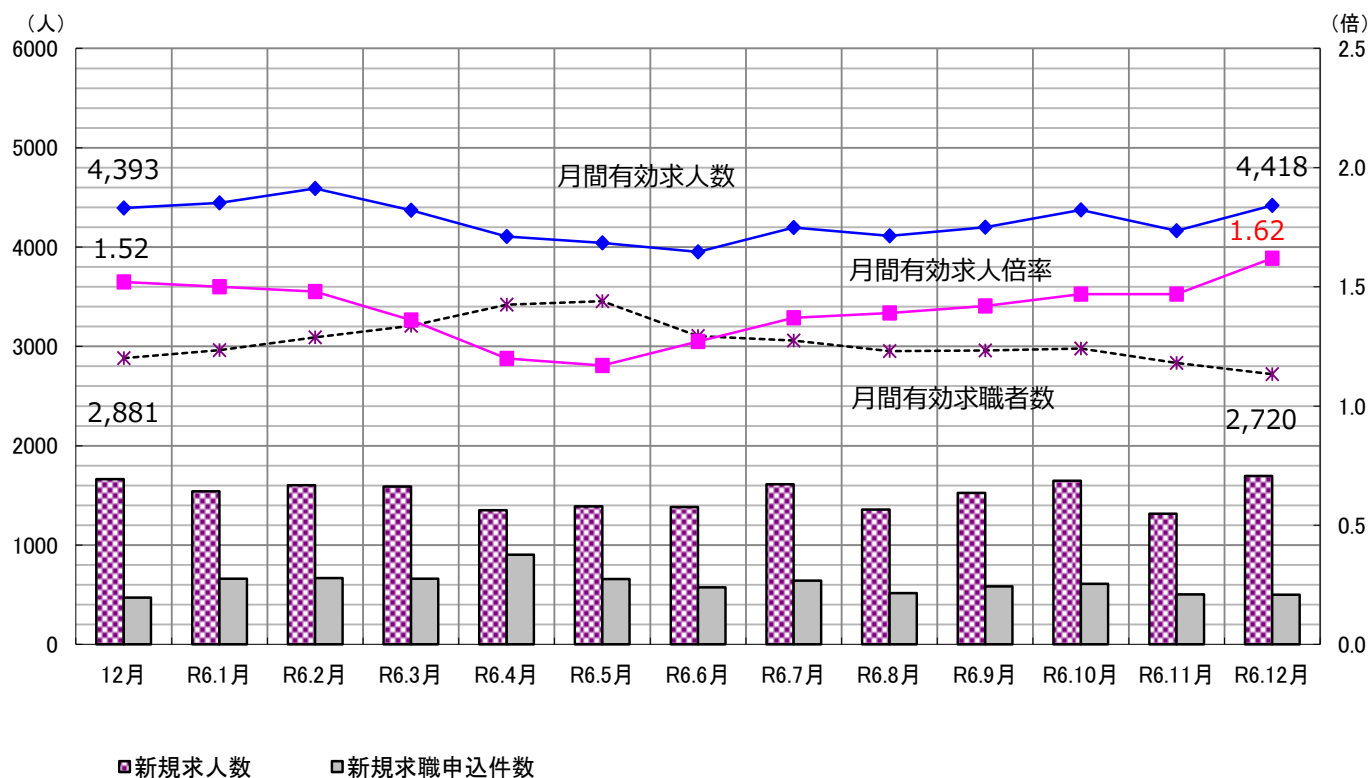
新規求人倍率は3.39倍となり、前月を0.77ポイント上回りました。

また、新規求人数は1,697人で、前年同月比で1.9%増加しました。

これを産業別に前年同月と比較すると、農・林・漁業で150.0%、情報通信業で21.1%、不動産業、物品賃貸業300.0%、教育、学習支援業で91.3%、医療、福祉で40.7%、公務、その他で95.0%増加したのに対し、鉱業、採石業、砂利採取業で100.0%、建設業で12.0%、製造業で14.6%、運輸業、郵便業で53.4%、卸売・小売業で25.7%、金融業・保険業100.0%、学術研究、専門・技術サービス業で47.6%、宿泊業、飲食サービス業で10.3%、生活関連サービス業、娯楽業で33.0%、複合サービス事業で40.0%、サービス業（他に分類されないもの）で0.7%減少しました。

新規求職申込件数は500件となり、前年同月比6.4%の増加となりました。

新規求職申込件数を前年同月と比較すると、年齢別状況では、45歳未満で3.0%、45歳以上54歳以下で20.2%、55歳以上64歳以下で12.2%増加したのに対し、65歳以上で5.7%減少しました。常用求職者の態様別状況では、事業主都合が52.5%、自己都合が2.3%、無業者が48.0%増加したのに対し、在職者が8.5%減少しました。



一般職業紹介状況(パートタイムを含む)

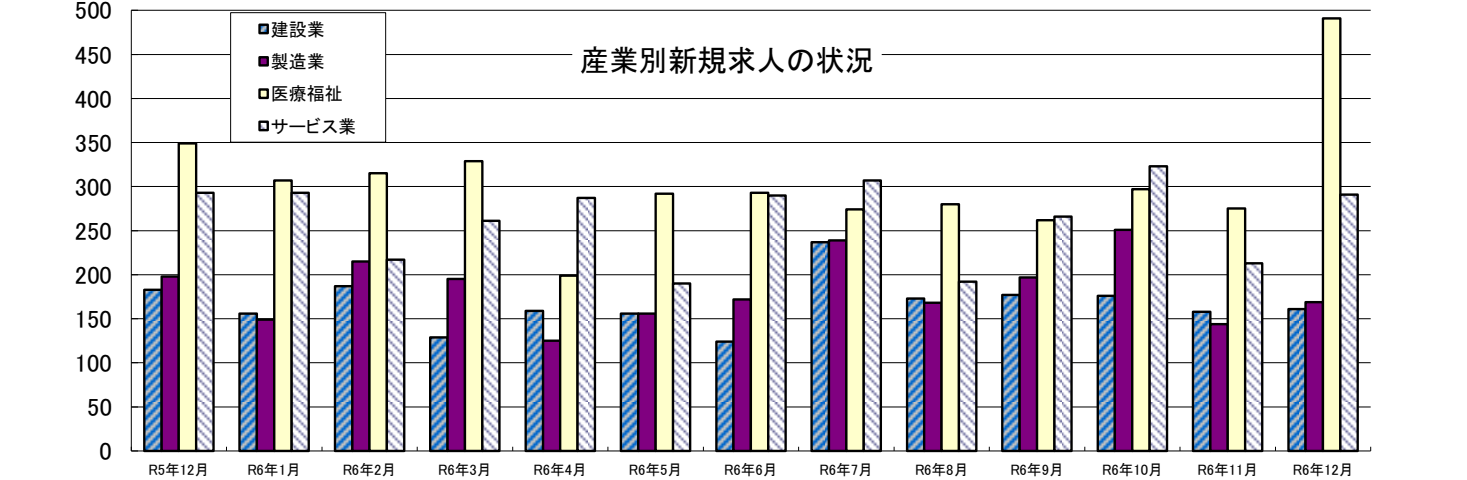
項 目 \ 年 月	6年12月	6年11月	5年12月	前月比 差(%、 ポイント)	前年比 差(%、 ポイント)
1. 新規求人数	1,697	1,316	1,665	29.0	1.9
うちパートタイム	602	377	582	59.7	3.4
2. 月間有効求人数	4,418	4,164	4,393	6.1	0.6
うちパートタイム	1,397	1,323	1,443	5.6	▲ 3.2
3. 新規求職申込件数	500	503	470	▲ 0.6	6.4
うち 男	219	235	226	▲ 6.8	▲ 3.1
うち 女	281	268	244	4.9	15.2
4. 月間有効求職者数	2,720	2,834	2,881	▲ 4.0	▲ 5.6
5. 紹介件数	414	460	452	▲ 10.0	▲ 8.4
6. 就職件数	181	216	214	▲ 16.2	▲ 15.4
うち雇用保険受給者	58	79	52	▲ 26.6	11.5
7. 充足数	165	187	199	▲ 11.8	▲ 17.1
8. 新規求人倍率(パートを含む)	3.39	2.62	3.54	0.77	▲ 0.15
9. 新規求人倍率(パートを除く)	3.36	3.00	3.56	0.36	▲ 0.20
10. 月間有効求人倍率(パートを含む)	1.62	1.47	1.52	0.15	0.10
11. 月間有効求人倍率(パートを除く)	1.92	1.76	1.80	0.16	0.12
12. 就職率(6/3)	36.2	42.9	45.5	▲ 6.7	▲ 9.3

求人倍率

	令和 4年度	令和 5年度	R5年 12月	R6年 1月	R6年 2月	R6年 3月	R6年 4月	R6年 5月	R6年 6月	R6年 7月	R6年 8月	R6年 9月	R6年 10月	R6年 11月	R6年 12月
新規求人倍率	2.88	2.54	3.54	2.32	2.40	2.41	1.49	2.12	2.41	2.51	2.63	2.62	2.70	2.62	3.39
うち一般	3.10	2.72	3.56	2.31	2.60	2.52	1.84	2.58	2.66	2.74	3.00	2.82	2.91	3.00	3.36
うちパート	2.53	2.23	3.51	2.35	2.06	2.22	1.08	1.46	2.04	2.08	2.07	2.28	2.37	1.98	3.46
月間有効求人倍率	1.68	1.46	1.52	1.50	1.48	1.36	1.20	1.17	1.27	1.37	1.39	1.42	1.47	1.47	1.62
うち一般	2.04	1.71	1.80	1.70	1.68	1.59	1.50	1.49	1.61	1.68	1.68	1.73	1.77	1.76	1.92
うちパート	1.23	1.13	1.16	1.23	1.22	1.06	0.83	0.79	0.86	0.96	1.00	1.01	1.08	1.08	1.22

注1) 新規学卒を除く

2. 求人の状況



	新規求人数		建設業	製 造 業				卸売・ 小売業	医療福祉	サービス業	月間有効		
		うちパート			食料品・ 飲料等	衣 服・ 繊維製品	電気機械				電子部品・ デバイス	求人数	うちパート
R5年12月	1,665	582	183	198	74	4	4	18	187	349	293	4,393	1,443
	▲ 4.0	5.2	7.6	▲ 26.9	54.2	▲ 76.5	▲ 20.0	▲ 62.5	2.7	23.8	▲ 30.4	▲ 11.1	▲ 10.7
R6年1月	1,541	596	156	149	34	6	0	21	147	307	293	4,446	1,534
	▲ 17.2	▲ 17.5	▲ 16.6	▲ 34.6	▲ 30.6	▲ 73.9	▲ 100.0	▲ 27.6	▲ 37.7	38.3	▲ 23.3	▲ 12.3	▲ 13.5
R6年2月	1,601	510	187	215	31	15	6	17	215	315	217	4,591	1,584
	▲ 23.7	▲ 40.9	16.9	▲ 6.9	▲ 45.6	▲ 21.1	100.0	▲ 22.7	▲ 4.9	▲ 2.2	▲ 32.8	▲ 13.7	▲ 16.7
R6年3月	1,588	554	129	195	72	5	1	29	162	329	261	4,370	1,444
	▲ 14.1	▲ 12.9	▲ 29.9	▲ 21.7	24.1	▲ 68.8	▲ 80.0	▲ 31.0	▲ 33.9	24.2	▲ 39.6	▲ 15.5	▲ 22.0
R6年4月	1,351	444	159	125	44	8	0	25	171	199	287	4,105	1,263
	▲ 16.6	▲ 24.6	▲ 6.5	▲ 34.6	33.3	▲ 11.1	▲ 100.0	19.0	▲ 17.8	▲ 17.4	▲ 15.1	▲ 14.7	▲ 24.4
R6年5月	1,390	401	156	156	30	11	9	9	177	292	190	4,042	1,248
	▲ 20.3	▲ 25.2	7.6	▲ 43.9	▲ 23.1	▲ 21.4	200.0	▲ 92.4	8.6	▲ 5.2	▲ 44.1	▲ 16.2	▲ 21.6
R6年6月	1,384	465	124	172	48	6	0	12	151	293	290	3,953	1,205
	▲ 16.2	▲ 20.4	▲ 23.0	▲ 18.9	▲ 17.2	▲ 40.0	▲ 100.0	▲ 68.4	▲ 22.6	1.4	▲ 7.6	▲ 15.2	▲ 21.7
R6年7月	1,612	476	237	239	39	10	0	124	148	274	307	4,198	1,259
	11.8	1.9	35.4	88.2	62.5	▲ 28.6	▲ 100.0	416.7	▲ 14.9	8.7	▲ 13.5	▲ 5.6	▲ 12.6
R6年8月	1,356	431	173	168	43	15	12	8	135	280	192	4,113	1,260
	▲ 24.9	▲ 26.2	▲ 6.5	▲ 50.4	▲ 18.9	7.1	71.4	▲ 93.0	▲ 37.2	▲ 4.1	▲ 37.3	▲ 11.7	▲ 16.2
R6年9月	1,525	514	177	197	61	11	4	15	178	262	266	4,199	1,287
	▲ 6.2	▲ 9.0	1.7	▲ 7.5	▲ 27.4	120.0	▲ 33.3	▲ 51.6	▲ 17.6	▲ 19.1	3.5	▲ 9.7	▲ 15.2
R6年10月	1,649	562	176	251	55	12	4	118	259	297	323	4,374	1,402
	20.7	16.6	7.3	59.9	10.0	▲ 7.7	33.3	391.7	94.7	10.4	17.9	▲ 2.8	▲ 5.3
R6年11月	1,316	377	158	144	35	10	3	13	140	275	213	4,164	1,323
	▲ 19.1	▲ 28.7	6.0	▲ 56.5	▲ 10.3	▲ 50.0	▲ 25.0	▲ 89.8	▲ 30.7	▲ 5.2	▲ 2.7	▲ 5.7	▲ 7.2
R6年12月	1,697	602	161	169	37	4	4	25	139	491	291	4,418	1,397
	1.9	3.4	▲ 12.0	▲ 14.6	▲ 50.0	0.0	0.0	38.9	▲ 25.7	40.7	▲ 0.7	0.6	▲ 3.2

注1) 新規学卒を除く

注2) 下段は前年同期比

新産業分類別・規模別新規求人の状況(パートを含む)

産業分類別		6年12月			5年12月			前年同月比 (%)
		うち一般	うちパート		うち一般	うちパート		
AB	農・林・漁業(01～04)	10	9	1	4	3	1	150.0
C	鉱業、採石業、砂利採取業(05)	0	0	0	1	1	0	▲ 100.0
D	建設業(06～08)	161	156	5	183	169	14	▲ 12.0
E	製造業(09～32)	169	137	32	198	141	57	▲ 14.6
	09食料品製造業	35	26	9	68	38	30	▲ 48.5
	10飲料・たばこ・飼料製造業	2	1	1	6	5	1	▲ 66.7
	11繊維工業	4	1	3	4	3	1	0.0
	12木材・木製品製造業(家具を除く)	7	6	1	6	6	0	16.7
	13家具・装備品製造業	0	0	0	3	3	0	▲ 100.0
	14パルプ・紙・紙加工品製造業	26	13	13	17	4	13	52.9
	15印刷・同関連業	0	0	0	3	3	0	▲ 100.0
	16化学工業	9	9	0	10	10	0	▲ 10.0
	17石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0	-
	18プラスチック製品製造業	7	6	1	8	4	4	▲ 12.5
	19ゴム製品製造業	0	0	0	0	0	0	-
	21窯業・土石製品製造業	6	6	0	4	4	0	50.0
	22鉄鋼業	10	10	0	16	15	1	▲ 37.5
	23非鉄金属製造業	0	0	0	0	0	0	-
	24金属製品製造業	19	19	0	3	3	0	533.3
	25はん用機械器具製造業	2	2	0	0	0	0	-
	26生産用機械器具製造業	4	3	1	8	5	3	▲ 50.0
	27業務用機械器具製造業	0	0	0	5	5	0	▲ 100.0
	28電子部品・デバイス・電子回路製造業	25	23	2	18	18	0	38.9
	29電気機械器具製造業	4	3	1	4	0	4	0.0
	30情報通信機械器具製造業	0	0	0	2	2	0	▲ 100.0
	31輸送用機械器具製造業	9	9	0	13	13	0	▲ 30.8
	20・32その他の製造業	0	0	0	0	0	0	-
F	電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)	0	0	0	0	0	0	-
G	情報通信業(37～41)	46	43	3	38	33	5	21.1
H	運輸業、郵便業(42～49)	27	21	6	58	48	10	▲ 53.4
I	卸売・小売業(50～61)	139	90	49	187	104	83	▲ 25.7
J	金融業・保険業(62～67)	0	0	0	2	2	0	▲ 100.0
K	不動産業、物品賃貸業(68～70)	8	5	3	2	0	2	300.0
L	学術研究、専門・技術サービス業(71～74)	33	27	6	63	60	3	▲ 47.6
M	宿泊業、飲食サービス業(75～77)	87	26	61	97	20	77	▲ 10.3
N	生活関連サービス業、娯楽業(78～80)	63	26	37	94	39	55	▲ 33.0
O	教育、学習支援業(81,82)	88	38	50	46	15	31	91.3
P	医療、福祉(83～85)	491	265	226	349	189	160	40.7
Q	複合サービス事業(86,87)	6	5	1	10	9	1	▲ 40.0
R	サービス業(他に分類されないもの)(88～96)	291	245	46	293	246	47	▲ 0.7
S, T	公務、その他(97,98,99)	78	2	76	40	4	36	95.0
合 計		1,697	1,095	602	1,665	1,083	582	1.9
事業 所 規 模 別	29人以下	947	648	299	1,100	712	388	▲ 13.9
	30～99人	318	221	97	323	201	122	▲ 1.5
	100～299人	185	105	80	174	111	63	6.3
	300～499人	18	16	2	29	29	0	▲ 37.9
	500人以上	229	105	124	39	30	9	487.2

主要産業別一般新規求人(前年同月比)(パートタイムを含む)

主要産業		月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月
建設業 ・ 卸売・小売業	建設業		35.4	▲ 6.5	1.7	7.3	6.0	▲ 12.0
	卸売業		88.2	▲ 50.4	▲ 7.5	59.9	▲ 56.5	▲ 14.6
	サービス業		▲ 14.9	▲ 37.2	▲ 17.6	94.7	▲ 30.7	▲ 25.7
	建設業		▲ 13.5	▲ 37.3	3.5	17.9	▲ 2.7	▲ 0.7
	サービス業							

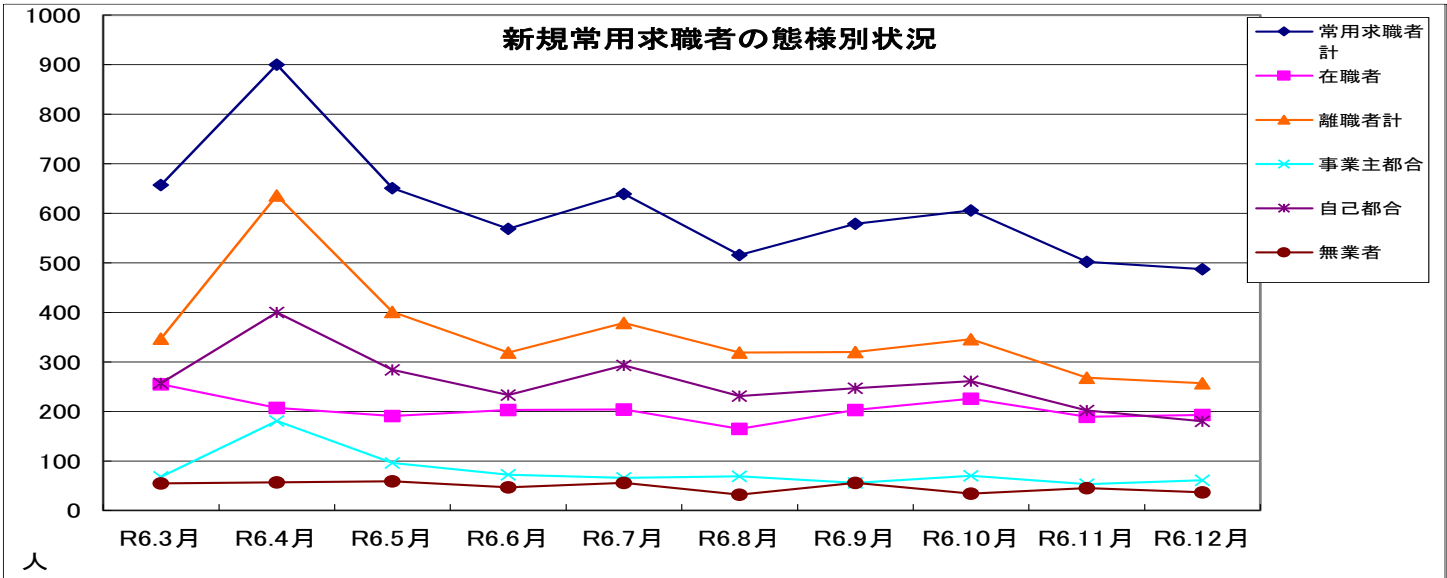
3. 求職の状況

	新規求職申込		性 別		年 齢 別 状 況				新規常用求職者の態様別状況						月間有効求職者	
	件数	うちパート	男	女	45歳未満	45～54	55～64	65歳以上	常用求職者計	在職者	離職者計			無業者		うちパート
												事業主都合	自己都合			
R5年12月	470	166	226	244	234	84	82	70	464	211	228	40	176	25	2,881	1,244
	1.1	6.4	18.9	▲ 11.3	▲ 2.5	7.7	▲ 5.7	16.7	1.5	14.7	▲ 6.9	▲ 42.9	8.0	▲ 10.7	1.8	0.6
R6年1月	663	254	284	379	338	114	113	98	656	271	349	62	273	36	2,963	1,252
	▲ 6.4	▲ 6.6	0.4	▲ 10.8	▲ 5.8	▲ 19.1	▲ 4.2	8.9	▲ 5.2	3.4	▲ 10.5	▲ 20.5	▲ 6.2	▲ 10.0	8.6	10.8
R6年2月	667	247	256	411	328	144	107	88	661	267	345	63	261	49	3,092	1,299
	▲ 2.5	▲ 0.8	▲ 13.2	5.7	▲ 2.1	▲ 2.7	▲ 15.7	18.9	▲ 2.7	▲ 9.2	▲ 1.7	▲ 17.1	2.4	44.1	7.1	9.4
R6年3月	660	250	288	372	333	122	106	99	657	255	347	68	257	55	3,206	1,361
	▲ 12.5	▲ 9.7	▲ 10.3	▲ 14.1	▲ 11.9	▲ 21.3	▲ 10.2	▲ 3.9	▲ 12.3	1.2	▲ 20.0	▲ 30.6	▲ 18.4	▲ 12.7	2.8	6.2
R6年4月	904	410	396	508	376	157	167	204	900	207	636	181	400	57	3,421	1,527
	0.1	1.2	0.5	▲ 0.2	▲ 10.5	13.8	17.6	0.5	1.2	▲ 5.0	3.9	▲ 7.7	7.8	▲ 3.4	4.0	7.1
R6年5月	657	274	248	409	330	96	102	129	651	191	401	96	284	59	3,457	1,579
	2.2	3.0	▲ 9.8	11.1	▲ 0.3	▲ 15.0	2.0	30.3	2.5	▲ 7.7	10.5	47.7	2.9	▲ 9.2	5.0	6.9
R6年6月	574	228	237	337	290	111	101	72	569	203	319	72	233	47	3,105	1,402
	▲ 12.8	▲ 14.6	▲ 11.2	▲ 13.8	▲ 9.4	▲ 15.3	▲ 8.2	▲ 25.8	▲ 12.5	▲ 3.8	▲ 20.6	▲ 13.3	▲ 24.1	27.0	▲ 5.1	▲ 4.4
R6年7月	643	229	289	354	329	118	107	89	639	204	379	66	293	56	3,059	1,307
	22.7	33.1	19.9	25.1	14.6	21.6	25.9	61.8	23.8	3.6	34.4	6.5	37.6	51.4	0.6	▲ 0.8
R6年8月	516	208	257	259	246	96	88	86	516	165	319	69	231	32	2,953	1,259
	▲ 8.8	▲ 1.0	3.2	▲ 18.3	▲ 14.3	▲ 9.4	▲ 7.4	10.3	▲ 7.9	▲ 23.3	1.6	25.5	▲ 4.9	3.2	▲ 3.9	▲ 4.1
R6年9月	583	225	248	335	320	117	84	62	579	203	320	56	247	56	2,960	1,273
	▲ 10.2	▲ 8.2	▲ 9.5	▲ 10.7	▲ 1.5	▲ 12.0	▲ 16.0	▲ 31.9	▲ 9.0	▲ 21.6	▲ 3.0	▲ 24.3	1.6	19.1	▲ 4.1	▲ 1.2
R6年10月	610	237	263	347	310	113	102	85	606	226	346	70	261	34	2,980	1,299
	▲ 5.1	2.6	4.0	▲ 11.0	▲ 3.7	▲ 12.4	0.0	▲ 5.6	▲ 5.0	▲ 7.8	▲ 0.6	7.7	▲ 3.3	▲ 24.4	▲ 5.0	▲ 0.4
R6年11月	503	190	235	268	253	102	86	62	502	189	268	53	202	45	2,834	1,221
	▲ 5.5	▲ 5.5	7.8	▲ 14.6	▲ 15.7	8.5	4.9	10.7	▲ 4.0	▲ 2.6	▲ 3.2	20.5	▲ 9.4	▲ 13.5	▲ 7.7	▲ 6.2
R6年12月	500	174	219	281	241	101	92	66	487	193	257	61	180	37	2,720	1,149
	6.4	4.8	▲ 3.1	15.2	3.0	20.2	12.2	▲ 5.7	5.0	▲ 8.5	12.7	52.5	2.3	48.0	▲ 5.6	▲ 7.6

注1) 新規学卒を除く

注2) 下段は前年同期比

(件・%)



4. 雇用保険の状況

雇用保険の状況(短時間を含む)

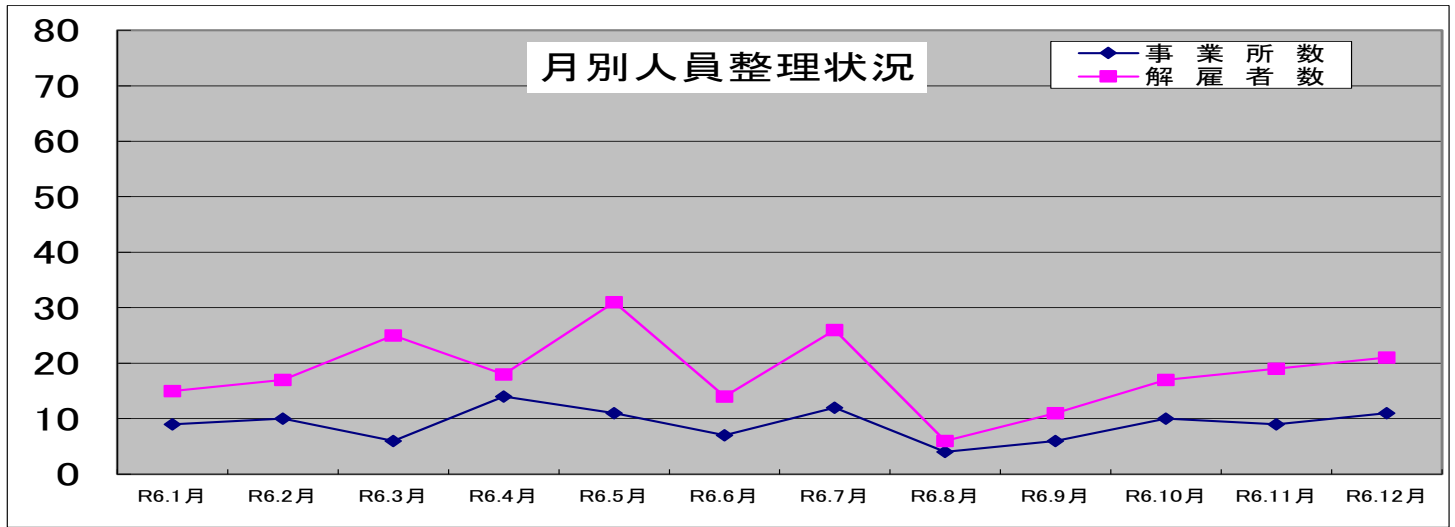
年 月 項 目	6年12月			6年11月	5年12月	前月比 (%)	前年比 (%)
		うち男	うち女				
1. 月末現在適用事業所数	3,245			3,246	3,252	0.0	▲ 0.2
2. 月末現在被保険者数	50,695	28,247	22,448	50,766	50,815	▲ 0.1	▲ 0.2
3. 資格取得者数	394	221	173	478	468	▲ 17.6	▲ 15.8
4. 資格喪失者数	459	244	215	440	396	4.3	15.9
5. 一般受給資格決定件数	132	60	72	129	105	2.3	25.7
うち県外離職者数	17	6	11	31	29	▲ 45.2	▲ 41.4
6. 初回受給者数	150	73	77	114	127	31.6	18.1
7. 受給者実人員	606	291	315	592	581	2.4	4.3
8. 基本手当基本分支給額(千円)	75,532			57,900	67,762	30.5	11.5

※受給資格決定件数: 安定所が受け付けた離職票を審査し、受給資格があると決定した件数

※受給者実人員: 基本手当を実際に受けた受給資格者の実数(1 暦月中に2回以上受けた人も実人員としては1人となる)

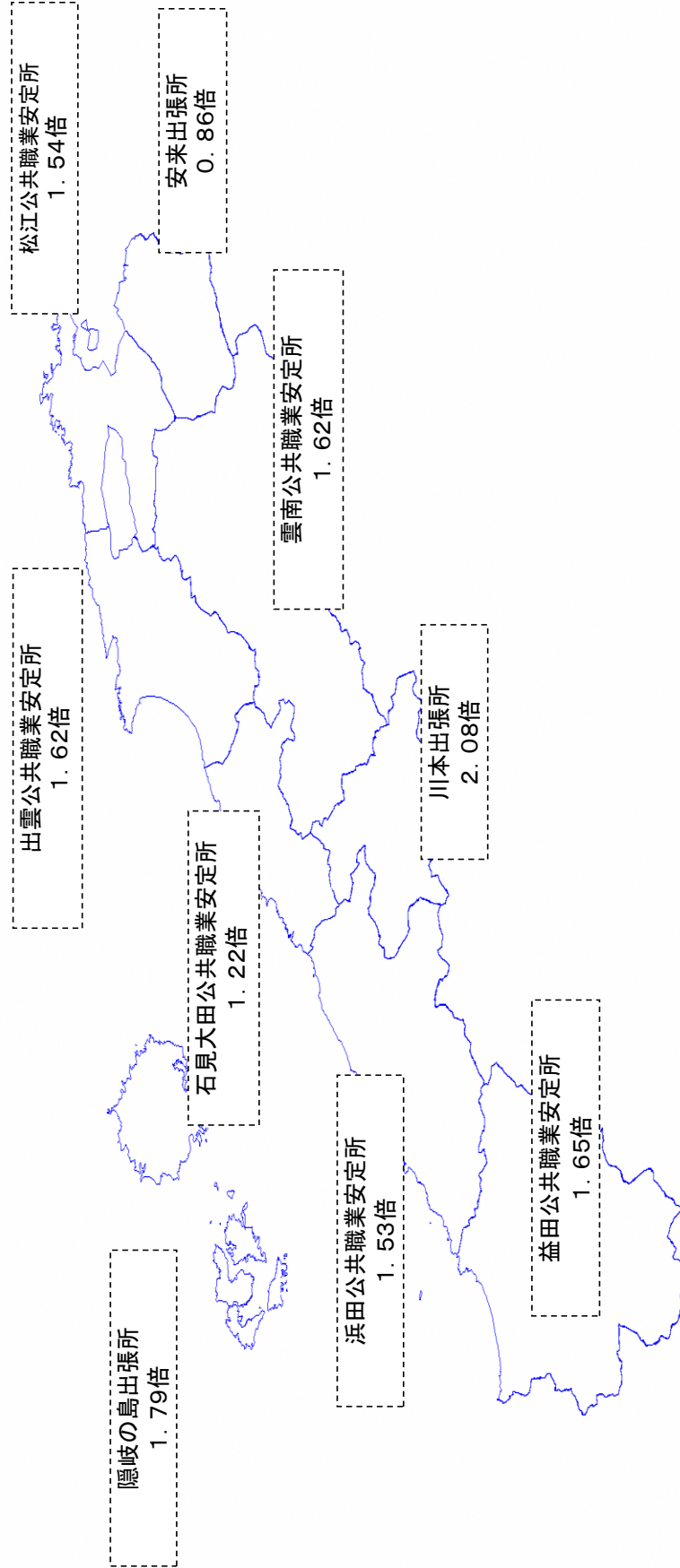
5. 人員整理の状況

月別 区分	令和 5年度計	R6.1月	R6.2月	R6.3月	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	12ヵ月計
事業所数	105	9	10	6	14	11	7	12	4	6	10	9	11	109
対前年比	▲ 1.8	28.6	▲ 23.1	▲ 57.1	▲ 12.5	▲ 15.4	▲ 30.0	71.4	▲ 42.9	▲ 14.3	11.1	12.5	266.7	▲ 4.4
解雇者数	233	15	17	25	18	31	14	26	6	11	17	19	21	220
対前年比	6.7	▲ 21.1	▲ 43.3	▲ 39.0	▲ 33.3	72.2	▲ 48.1	85.7	▲ 71.4	▲ 47.6	▲ 19.0	▲ 9.5	250.0	▲ 17.3



求人と求職の動きを県内のハローワーク別に
求人倍率で見ると・・・

令和6年12月
県内月間有効求人倍率
1.39倍



年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

キャリアアップ助成金

年収の壁対策の取組を行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、
社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**事業主の皆様においては、**人手不足の解消に！**出典：政府広報オンライン (<https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202312/video-270966.html>)

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる
労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	2年目 20万円 (注)
③ 賃金を 18%以上増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	3年目 10万円

(注) 1, 2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請 (1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象とし
ない取扱いを受けられる手当 (標準報酬月額10.4万円以下の者に限る)。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間 の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。

※ 1年目に(1)①、2年目に(2)の助成も受給可 (併用メニュー)。
(上述を除き、1人に対して2つのメニューの助成は受けられません。)

※ 令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、加入する者への取組が助成対象になります。

【注意点】

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、
社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

【手続き】

- ・助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで (令和6年10月1日加入の場合、同年9月30日まで)。
- ・取組を6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください (流れは裏面ご参照)。

対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定 (賃金テーブル等) を増額改定する場合、
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース) を併用することもできます。<例> パート従業員全員 (40人) の時給を**5%UP** (例: 1,000円→**1,050円**) させる場合

- ・新たに社会保険に加入するパート従業員 **8人**
 - うち、労働時間を延長できる **3人** ▶ 3時間延長 + 5%賃上げ ▶ **労働時間延長メニュー**
 - うち、労働時間の延長が難しい **5人** ▶ 5%賃上げ ▶ **賃金規定等改定コース**
- ・既に社会保険に加入しているパート従業員 **32人** ▶ 5%賃上げ ▶ **賃金規定等改定コース**

キャリアアップ助成金の別のコースを活用

【注意点】

改定後最低賃金の発効日以後、改定後最低賃金額までの賃金引上げ分は、助成金の要件であ
る「賃上げの取組」に含めることはできません。

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。

② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※²ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※³等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長
メニュー

(1)(2)の
併用メニュー

(1)手当等支給
メニュー

社会保険適用に関する支給要件には該当しません。
本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

※¹ 厚生年金保険の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の4分の3以上の者）が常時101人以上（令和6年10月以降は51人以上）の企業等の場合、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の者であること（学生、雇用見込み2か月未満の者を除く）。同適用対象者が常時100人以下（令和6年10月以降は50人以下）の企業等の場合、上述の厚生年金保険の適用対象者に該当する者であること。

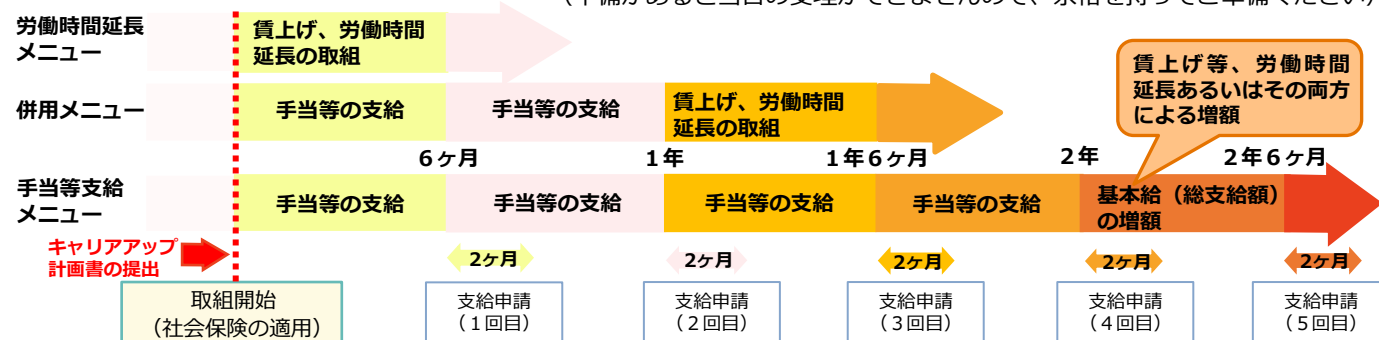
※² 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。

※³ 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

キャリアアップ計画書※を事前に作成・提出しましょう！

※雇用保険適用事業所単位でキャリアアップ管理者を設置し、労働者代表者の意見を聞いて作成する計画のこと。

○ 取組開始日の前日までに、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局へ提出してください。
(不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください)



○ キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。

○ 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先は

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

○ 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土・日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP



島根県最低賃金

時間額

962円

効力発生日

令和6年10月12日から



島根労働局公式キャラクター
「しじろー」

島根県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイトを含む)とその使用者に適用されます。

確認しよう、最低賃金！
使用者も、労働者も、お互いに。

特定最低賃金	時間額	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1,092円	R6.11.28
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	1,068円	R6.12. 5
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	987円	R6.12.27
自動車・同附属品製造業	1,028円	R6.11.30
百貨店，総合スーパー	今回の改定が行われるまで、令和6年10月12日からは、 島根県最低賃金 962円 が適用されます。	
自動車（新車）小売業	1,000円	R6.12. 5

お問い合わせ 島根労働局労働基準部賃金室 TEL0852-31-1158

松江労働基準監督署
TEL 0852-31-1165

出雲労働基準監督署
TEL 0853-21-1240

浜田労働基準監督署
TEL 0855-22-1840

益田労働基準監督署
TEL 0856-22-2351

最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

業務改善助成金は
雇用環境・均等室
TEL 0852-20-7007

キャリアアップ助成金は
助成金相談センター
TEL 0852-20-7029

経営課題・労務管理の相談は
島根働き方改革推進支援センター
TEL 0120-514-925

